

農業用使用済みプラスチック適正処理等推進事業

1 事業の概要

プラスチックは、ハウスのビニールやマルチなど農業経営にとって必要不可欠な生産資材であり、使用済みのプラスチックについては各地域において、適正処理が進められている。

一方、諸外国では使用済みプラスチックの輸入規制が行われていることから、これまで以上に適正処理及び排出抑制について、農業者や農業団体への周知及び指導を徹底する。

2 令和5年度実績

産地等における生分解性マルチの利用事例や中長期展張フィルム等の長期利用事例、使用済み資材の再利用事例等を掲載した農業用使用済みプラスチックの適正処理に係るチラシを5,000部作成し、農業者や生産組織、関係機関に対し周知を行った。



「農業用使用済みプラスチック適正処理推進チラシ」

3 担当部署

農林水産部 農産課 園芸振興班